

◎雇用保険法の一部を改正する法律

(平成二十二年二月三日法律第二号)

一、提案理由(平成二十二年一月二五日・衆議院厚生労働委) 員会)

○長妻国務大臣 たいだいま議題となりました雇用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

雇用保険財政の収支状況については、現下の厳しい雇用失業情勢のもと、失業等給付費が増加し、積立金を大幅に取り崩すことが必要な状況となっております。

一方、失業等給付に係る国庫負担については、平成十九年度からの暫定措置として、本来の負担額の百分の五十五に相当する額を負担することとされております。

このような状況のもと、雇用保険の失業等給付に係る国庫負担について、当初の国庫負担に追加して負担することによって雇用保険制度の当面の安定的運営を確保するとともに、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に關する暫定措置を廃止するものとし、この法律案を提出した次第

雇用保険法の一部を改正する法律

でございます。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国庫は、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、当初の国庫の負担に加え、三千五百億円を負担することとしております。

第二に、雇用保険の国庫負担については、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十二年一月二五日)

○藤村修君 たいだいま議題となりました雇用保険法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の厳しい雇用失業情勢のもと、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保するため所要の措置を講じようとする

もので、その内容は、

第一に、国庫は、平成二十一年度における求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、当初の国庫の負担額に加え、三千五百億円を負担するものとする。こと、

第二に、雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。こととあります。

本案は、去る一月二十二日本委員会に付託され、本日長妻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十二年一月二十八日)

○柳田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の厳しい失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保することを目的として、平成二十一年度の求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるた

め、当初の国庫の負担に加え、三千五百億円を負担する。ことに、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする旨を規定するものであります。

委員会におきましては、失業等給付及び雇用保険二事業の実施状況及び財政見通し、第二次補正予算において一般会計から三千五百億円を投入する理由、雇用保険制度における国庫負担の意義及び今後の在り方、若年者等の雇用対策の推進等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党・改革クラブを代表して丸川珠代委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。